

令和 7 年度工事施工業者講習会

令和 7 年 5 月 1 5 日（木）

午前の部 1 0 時 0 0 分～

午後の部 1 3 時 3 0 分～

ライフポートとよはし 中ホール

次 第

開会の挨拶

講習

1. 令和 6 年度工事成績評価について（P1～）
2. 工事検査のポイントについて（P8～）
3. スライド条項について（P12～）
4. 令和 7 年度入札制度の改定、新規制度について（P19～）
 - ・熱中症対策（土木系工事）、ICT 活用工事の推進に関する試行方針
5. 公契約条例について（P32～）
6. その他（P34～）
 - ・週休 2 日制度、工事書類簡素化、猛暑による作業不能日数の取扱い（建築系工事）

※ご案内のとおり質疑時間を設けません。講習後ご案内時に送付いたしました質問用紙にて申込先（下記メールアドレス）までメールにて 5 月 31 日までに送付願います。

申込先メールアドレス：keiyakukensa@city.toyohashi.lg.jp

豊橋市財務部契約検査課

令和 6 年度工事検査結果

1 検査の種類

- ・ しゅん工検査・・・・・・ 1 件 1 3 0 万円を超える工事がしゅん工したとき。（令和 7 年度からは 2 0 0 万円）
- ・ 部分払出来形検査・・・・ 契約者より部分払いの請求があったとき。
- ・ 中間検査・・・・・・ しゅん工後、検査し難い部分の工事で、工事担当課長から検査の依頼があったとき、及び 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事。（令和 7 年度からは 2 億 2, 5 0 0 万円以上の工事）
- ・ 随時検査・・・・・・ 工事の途中において随時必要と認めたとき。
- ・ 部分使用検査・・・・・・ 工事目的物の引渡し前に出来形部分の全部又は一部を使用しようとするとき。
- ・ 指定部分しゅん工検査・・ 工事の検査に先立って、工事目的物の一部を指定してその引渡しを受けるとき。

2 内 容

(1) 工事検査件数

区 分	2年度(件)	3年度(件)	4年度(件)	5年度(件)	6年度(件)
しゅん工検査	409	345	408	406	365
部分払出来形検査	10	15	10	9	13
中間検査	14	20	21	14	31
随時検査	120	106	142	105	87
部分使用検査	35	36	29	15	14
指定部分しゅん工検査	0	1	1	7	3
計	588	523	611	556	513

(2) しゅん工検査の評定結果

区 分	2年度(件)	3年度(件)	4年度(件)	5年度(件)	6年度(件)
しゅん工検査	409	345	408	406	365
85点以上	5	5	11	14	13
比率	1.2%	1.4%	2.7%	3.4%	3.6%
80点以上85点未満	184	191	209	216	199
比率	45.0%	55.4%	51.4%	53.3%	54.5%
75点以上80点未満	171	115	125	132	123
比率	41.8%	33.3%	30.7%	32.5%	33.7%
70点以上75点未満	40	33	58	30	25
比率	9.8%	9.6%	14.3%	7.4%	6.8%
65点以上70点未満	8	1	5	11	2
比率	2.0%	0.3%	1.2%	2.7%	0.5%
65点未満	1	0	0	3	3
比率	0.2%	0.0%	0.0%	0.7%	0.8%

(3) 請負金額別しゅん工検査の状況

区 分	2年度(件)	3年度(件)	4年度(件)	5年度(件)	6年度(件)
1,000万円以下	113	85	93	93	64
1,000万円超2,000万円以下	82	84	86	79	87
2,000万円超3,000万円以下	71	61	71	60	53
3,000万円超4,000万円以下	45	31	44	45	47
4,000万円超5,000万円以下	31	18	24	27	22
5,000万円超6,000万円以下	16	18	15	22	23
6,000万円超	51	48	75	80	69
計	409	345	408	406	365
	15,711百万円	16,469百万円	21,358百万円	21,575百万円	17,643百万円

(4) 検査の措置

修補補正指示工事：修補の内容が重要で相当規模になるもの、または要する期間が相当長く見込まれるもの。

注意指導工事：機能的に支障なく比較的簡易で短期間のうちに修補できると判断されるもの。

区 分 しゅん工検査	2年度(件)	3年度(件)	4年度(件)	5年度(件)	6年度(件)
	409	345	408	406	365
修補補正指示工事	0	0	1	0	0
注意指導工事	1	4	2	3	9

(5) 注意指導工事(口頭指示)の状況

区 分	検 査 件 数 (件)	注意指導工事 (件)	比率
土木一式工事	127	(0) 0	0.0%
とび・土工・コンクリート工事	26	(0) 1	3.8%
舗装工事	39	(0) 1	2.6%
塗装工事	7	(0) 0	0.0%
防水工事	5	(0) 0	0.0%
造園工事	6	(0) 0	0.0%
建築一式工事	22	(3) 3	13.6%
電気工事	27	(0) 0	0.0%
管工事(水道施設含む)	58	(0) 3	5.2%
機械器具設置工事	33	(0) 1	3.0%
その他(上記以外)	15	(0) 0	0.0%
計	365	(3) 9	2.5%

()は令和5年度の件数

工事件数

(単位:件)

工事業種	ランク	令和									
		2		3		4		5		6	
土木一式工事	A	64	121	62	110	73	117	81	144	76	127
	B	38		22		22		33		29	
	C	16		21		20		20		21	
	他	3		5		2		10		1	
建築一式工事	A	19	26	14	21	17	28	16	31	12	22
	B	7		6		8		10		10	
	C										
	D										
	他	0		1		3		5		0	
とび・土工・コンクリート工事	市内	19	24	19	19	24	24	16	18	25	26
	他	5		0		0		2		1	
電気工事	A	28	38	23	29	13	43	25	33	19	27
	他	10		6		30		8		8	
管工事	A	17	23	13	17	11	22	11	14	8	10
	B	5		4		7		3		1	
	他	1		0		4		0		1	
タイル・れんが・ブロック工事		0		0		0		0		0	
鋼構造物工事	市内	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1
	他	0		0		0		0		0	
舗装工事	A	28	39	26	35	32	43	29	33	34	39
	B	11		9		11		4		4	
	他	0		0		0		0		1	
しゅんせつ工事		0		0		0		0		0	
ガラス工事		0		0		0		0		0	
塗装工事		15		9		10		9		7	
防水工事		9		12		11		7		5	
内装仕上工事		0		0		0		0		0	
機械器具設置工事	市内	19	23	16	18	15	21	35	40	24	33
	他	4		2		6		5		9	
電気通信工事		8		0		0		0		1	
造園工事		9		11		9		10		6	
さく井工事		1		1		2		1		2	
建具工事		1		0		0		0		1	
水道施設工事	1級	43	60	54	56	56	65	40	52	44	48
	2級	12		1		9		9		3	
	3級	4		0		0		1		1	
	他	1		1		0		2		0	
消防施設工事		0		0		0		0		0	
清掃施設工事		5		6		8		8		6	
解体工事		7		1		4		6		4	
計		409		345		408		406		365	
総請負額		15,711百万円		16,496百万円		21,358百万円		21,575百万円		17,643百万円	

工事担当課別の工事件数

(単位:件)

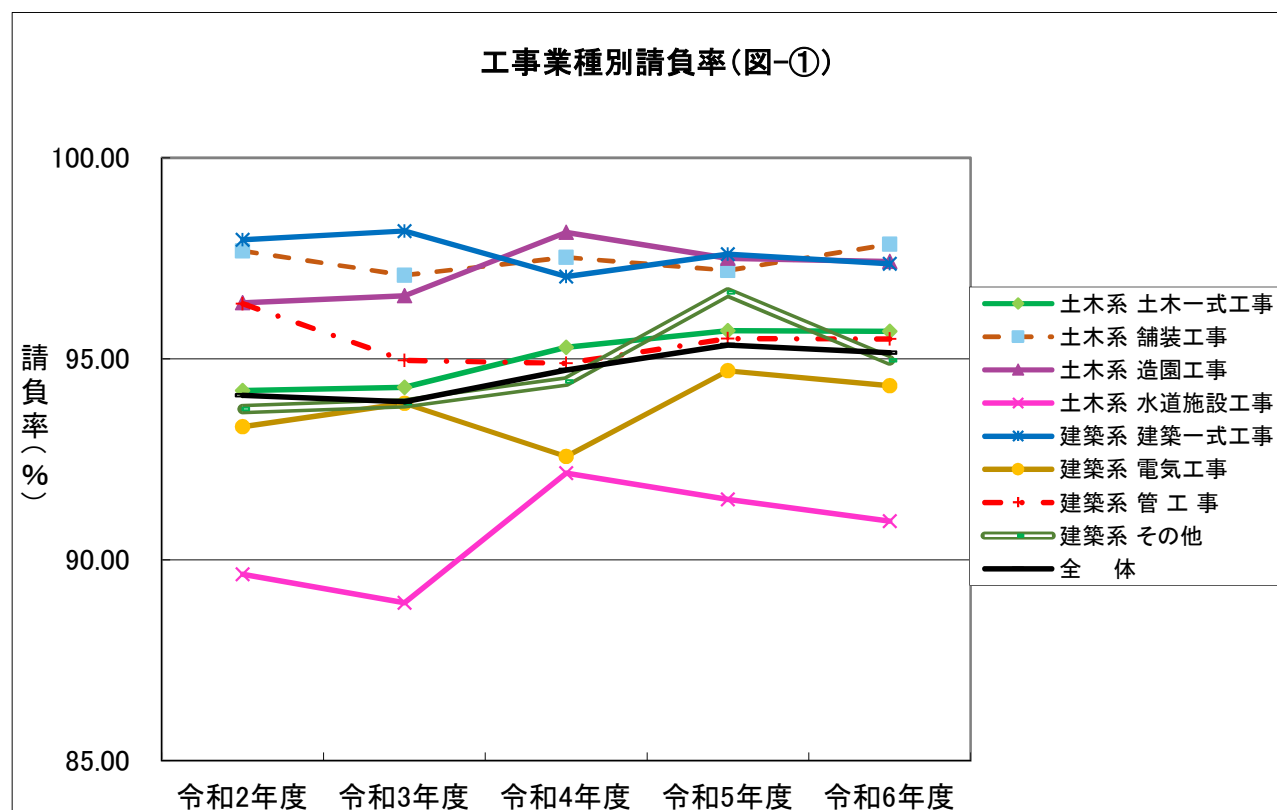
部局別	課名	令和				
		2	3	4	5	6
環 境 部	資源化センター	5	7	8	11	7
	施設建設室	0	0	2	4	0
	埋立処理課	0	0	0	1	0
産 業 部	農業支援課	9	8	8	15	4
建 設 部	道路維持課	77	73	75	68	73
	道路建設課	21	12	19	17	15
	河川課	29	28	31	37	45
	建築課	80	56	71	57	51
	住宅課	3	3	3	2	1
都市計画部	公園緑地課	25	26	25	23	34
	区画整理課	6	6	4	5	1
	まちなか活性課	0	0	0	0	0
総合動植物公園	動植物園	10	1	2	3	4
上下水道局	浄水課	21	17	24	16	11
	水道管路課	63	57	64	56	50
	下水道施設課	25	16	29	33	30
	下水道整備課	28	31	37	47	36
市民病院 管理課		7	4	6	11	3
全体合計		409	345	408	406	365

令和6年度 工事業種別の請負率と成績評定点

工 事 業 種	工事 件数	施工 業者	請負率		成績評定点	
			平均	最高 最低	平均	最高 最低
土木一式工事	127	46	95.69	99.99	80.69	88
				88.3		63
建築一式工事	22	12	97.36	99.95	78.36	82
				91.9		71
とび・土工・コンクリート工事	26	13	91.10	98.7	78.54	85
				88.4		67
電気工事	27	17	94.33	100.0	79.07	84
				72.1		70
管工事	10	8	95.49	98.9	79.00	86
				91.1		75
タイル・れんが・ブロック工事	0	－	－	－	－	－
				－		－
鋼構造物工事	1	1	99.66	99.7	78.00	78
				99.7		78
舗装工事	39	25	97.85	99.8	79.41	84
				88.6		68
ガラス工事	0	－	－	－	－	－
				－		－
塗装工事	7	7	92.73	96.9	81.57	85
				88.2		75
防水工事	5	4	93.88	99.5	80.20	83
				90.9		78
機械器具設置工事	33	13	98.15	99.97	78.76	84
				94.3		74
電気通信工事	1	1	97.86	97.9	78.00	78
				97.9		78
造園工事	6	6	97.42	98.3	81.00	83
				96.1		78
さく井工事	2	1	90.81	91.4	81.50	83
				90.2		80
建具工事	1	1	91.92	91.9	81.00	81
				91.9		81
水道施設工事	48	17	90.96	97.7	79.48	84
				89.3		60
消防施設工事	0	0	0.00	－	－	－
				－		－
清掃施設工事	6	2	98.59	99.6	75.50	81
				95.9		70
解体工事	4	2	94.90	97.5	76.75	81
				91.2		73
全体合計	365	※ 176	95.15	100.0	79.64	88
				72.1		60
				件		社

※同一業者が複数工種を施工していることを考慮すると130社

☆請負率の結果について（令和2年度～令和6年度）
工事業種別の請負率（図－①）



		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
土木系	土木一式工事	94.21	94.29	95.28	95.70	95.69
	舗装工事	97.68	97.08	97.52	97.20	97.85
	造園工事	96.39	96.57	98.14	97.50	97.42
	水道施設工事	89.64	88.93	92.16	91.50	90.96
建築系	建築一式工事	97.96	98.18	97.05	97.60	97.36
	電気工事	93.31	93.89	92.57	94.70	94.33
	管工事	96.37	94.96	94.89	95.50	95.49
	その他	93.75	93.89	94.43	96.65	94.96
全 体		94.09	93.93	94.72	95.34	95.15

単位: %

■土木系

土木一式工事：94%台から令和4年度以降95%台となり上昇してきている。
 舗装工事：前年度に比べ0.65%上昇し、97.85%となり97%台で推移している。
 造園工事：令和4年度以降98%前後を維持している。
 水道施設工事：令和2年度から連続して90%を下回ったが、令和4年度からは90%以上に回復した。

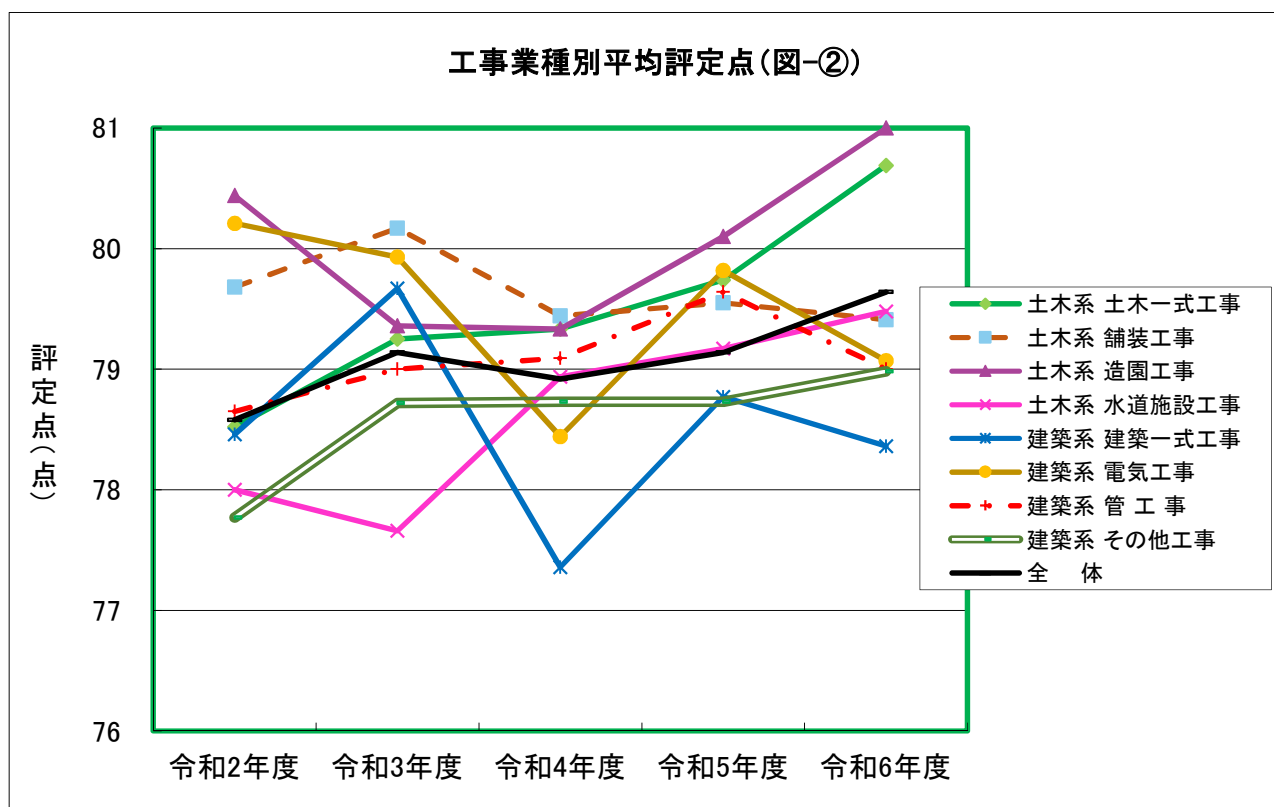
■建築系

建築一式工事：令和2年度以降97%超で推移している。
 電気工事：92%台から94%台で推移している。
 管工事：95%前後で推移している。
 その他：93%台から96%台の間で推移している。

■全体

令和5年度以降95%以上を維持している。工種別では舗装工事が一番高く、前年度比0.65%上昇し97.85%となっている。
 全工事365件中のうち、90%以上の請負率は292件（8割）となっている。

☆評定点の結果について（令和2年度～令和6年度）
工事業種別の平均評定点（図－②）



		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
土木系	土木一式工事	78.52	79.25	79.33	79.74	80.69
	舗装工事	79.68	80.17	79.44	79.55	79.41
	造園工事	80.44	79.36	79.33	80.10	81.00
	水道施設工事	78.00	77.66	78.94	79.17	79.48
建築系	建築一式工事	78.46	79.67	77.36	78.77	78.36
	電気工事	80.21	79.93	78.44	79.82	79.07
	管 工 事	78.65	79.00	79.09	79.64	79.00
	その他工事	77.77	78.72	78.73	78.73	78.98
全 体		78.58	79.14	78.92	79.14	79.64

単位:点

単位:点

■土木系

土木一式工事：上昇傾向にあり、令和6年度は0.95点上昇し80.69点となった。

舗装工事：79点台から80点台の間で推移している。

造園工事：79点台から80点の間で推移し、令和6年度は81点に上昇した。

水道施設工事：令和2年度から概ね上昇傾向となっている。

■建築系

建築一式工事：77点台から79点台の間で推移している。

電気工事：78点台から80点台の間で推移している。

管工事：78点台から79点台の間で推移している。

その他工事：77～78点台で推移している。

■全体

令和2年度以降78点台から79点台と上昇傾向で、令和6年度は過去5年間で最高の79.64点となった。また、土木、舗装、造園工事で請負率の高いものが平均評定点が高い結果となった。

工事検査のポイント

令和6年度にしゅん工検査を行った工事365件について、しゅん工検査時の検査職員の指摘内容から、施工管理上の注意点として分類、整理しました。

1 指摘内容傾向(概略分類)

主な指摘・指導内容	件数	割合
工事写真	59	16.1%
施工体制台帳	27	7.4%
しゅん工図書	26	7.1%
現地仕上がり	23	6.3%
産業廃棄物	10	2.7%
安全対策・訓練報告	12	3.3%
出来形管理資料・図	18	4.9%
施工計画	20	5.5%
工事打合簿	18	4.9%
掲示物	8	2.2%
承認図・使用材料	7	1.9%
品質管理	13	3.6%

2 具体例(主なもの)

1) 写真

- ・ 全景（着手前、完了、施工状況）の写真不足
- ・ 工程（着手前、作業中、完了）の写真不足
- ・ 工事黒板の内容不明（記載内容の不足、誤記、記載内容が読み取れない）
- ・ 出来形写真の不備（設計値の誤記等）
- ・ 不可視部分の写真不足（配筋状況、仮設の設置状況等）
- ・ 品質管理の写真不足（アスファルト温度、試験状況等）
- ・ 掲示物の写真不足（内容、建設業の許可等アップ写真がなく拡大しても不明）
- ・ 廃棄物処理の写真不足（積込み、搬出、施設到着、投棄、各廃棄物ごと）
- ・ 写真に黒板が入っていない、コメントの記載もない。
- ・ 有資格者が従事していることがわかる写真不足

2) 施工体制台帳(提出・提示)

- ・ 提出用の施工体制台帳内容の不備（作業員名簿等）
- ・ 追加業者の施工体制台帳の未提出（契約後は直ちに市に提出）
- ・ 現場所持用の添付書類の不足（下請契約に関する資料等）
- ・ 提出日と施工体制台帳作成時の不整合
- ・ 市への提出は最後に提出ではない。追加の下請契約ごとの提出が必要（施工体制台帳、施工体系図は下請届と同等）
- ・ 掲示物の不足、誤記等（施工体系図との不整合、記載漏れ）

3) 産業廃棄物

- ・ 添付書類の不足。特に追加分が未定出
- ・ ダンプの過積載（随時検査での指導）
- ・ 産業廃棄物運搬車両の表示に関する写真無し
- ・ 廃棄物処理施設の許可に関する写真無し
- ・ 産業廃棄物運搬経路無し
- ・ 再生資源利用促進実施書の記載内容不備
- ・ 産業廃棄物処分業許可書の期限切れ

4) 現地仕上がり

- ・ 床シートに目立つキズが見られた。
- ・ 配管下のクッション砂の雑な施工による品質管理
- ・ 塗装・防水の仕上げの塗りムラ、膨れ
- ・ 取合いシーリングの雑な施工
- ・ 電気配線留めの不備
- ・ 仕切弁ボックスの位置、高さ等が不適
- ・ インターロッキングのがたつき
- ・ 舗装目地や点字ブロックの隙間
- ・ 設置した遊具に傷あり

5) 安全管理

- ・ 安全訓練等の実施状況の書類不足
- ・ 新規入場者教育の実施（下請け業者も含む）
- ・ 安全訓練は下請け業者も含め全作業員に対し実施
- ・ 検査当日に安全訓練実施資料の提示がない。
- ・ 仮設材の維持管理、安全点検報告書の未作成
- ・ 保安設備標識等を道路使用許可に基づき設置していない。

6) 施工計画

- ・ 記載内容の不足、不備
- ・ 施工計画書に記載通りの品質管理、検査ができていない。
- ・ 内容が大きく変わった場合は変更施工計画書の提出
- ・ 工期中の保険更新時に更新後の書類添付なし
- ・ 事前調査の提出書類なし
- ・ 保安設備計画が現地状況と不一致

7) 工事打合簿

- ・ 設計図書の照査報告が未提出
- ・ 変更、追加工事の工事内容や記載方法が不明確
- ・ 残土処分先の変更を協議していない。
- ・ 電子黒板を使用する場合の協議（建築系）

8) 材料承認・承認図

- ・ 材料承認の不足（追加分）、日付の確認を行うこと
- ・ 承認図なしでの施工（建築系）

9) 出来形書類と写真の不整合

- ・ 写真から出来形調書への、転記ミスが散見された。
- ・ 出来形が確認できる写真が少ない。（建築系）

10) 品質管理

- ・ アンカー引き抜き試験結果、あと施工アンカーの引張試験の資料不足
- ・ コンクリートの品質管理が不十分
- ・ 出荷証明書、試験成績書、ミルシートの不足
- ・ 試験成績の測定方法が施工計画書と不一致
- ・ 試験結果の整理不足

3 今後の留意点(まとめに代えて)

- ・ 写真管理に関しては注意する。（作業状況の写真不足、品質管理の撮影方法確認とそれに基づく撮影、不可視部分の撮影を忘れず添付。）
- ・ 施工状況写真で一連の工程に不足が無いように撮影すること。
- ・ 写真管理について毎日パソコン等にバックアップを取ること。
- ・ 施工体制台帳原本に下請契約関係の書類不足傾向が多い。
（建設業法の規程を確認）
- ・ しゅん工図書（出来形管理資料 完了図）に記載ミス
（誤記の有無について確認）
- ・ 廃棄物関連の手続き、処理について関連法令に基づく適正な対応
（産業廃棄物の写真管理をしっかりと行うこと）
- ・ 工事保険は特記仕様書に記載のある期間は、工事完了後であっても書類提出が必要
（工期延長等の場合は注意必要また、自社の保険期間の把握を行うこと）
- ・ 工事打合せ簿を有効に利用することが必要
（受注者側から積極的に提出する。）
- ・ 検査体制の不備・検査時提示書類の不備
（検査体制の確立、検査時に求められた資料がすぐに提出できない。）

豊橋市工事請負契約約款 第25条（スライド条項）

（賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更）

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負金額の変更を請求することができる。

全体スライド

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事金額（請負金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事金額の1000分の15を超える額につき、請負金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事金額及び変動後残工事金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負金額変更の基準とした日」とするものとする。

単品スライド

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負金額の変更を請求することができる。

インフレーションスライド

6 予想することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

スライド条項について（契約約款第 25 条）

価格変動が...

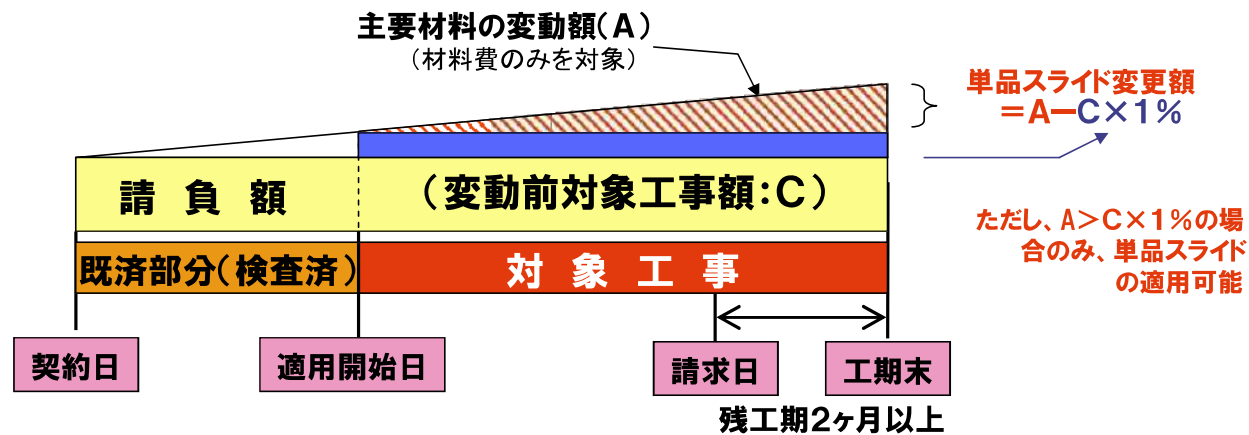
- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第 1 ～ 4 項)	単品スライド (第 5 項)	インフレスライド (第 6 項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 (運用通達発出日時点で継続中の工 事及び新規契約工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (運用通達発出日時点で継続中の工 事及び新規契約工事)
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対 応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応 する措置	急激な価格水準の変動に対応する措 置
請負額変更の 方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後 の残工事量に対する資材、労務単価 等	部分払いを行った出来高部分を除く特 定の資材（鋼材類、燃料油類等）	臨時で賃金水準の変更がなされた日以 降の残工事量に対する資材、労務単 価等
	受注者 の負担	残工事費の 1. 5 %	対象工事費の 1. 0 % (但し、全体スライド又はインフレスライ ドと併用の場合、全体スライド又はイン フレスライド適用期間における負担はな し)	残工事費の 1. 0 % (30条「天災不可抗力条項」に準拠 し、建設業者の経営上最小限度必要 な利益まで損なわないよう定められた 「1 %」を採用。単品スライドと同様の 考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用 後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除い た工期内全ての特定資材が対象のため、 再スライドの必要がない)	可能 (臨時で賃金水準の変更がなされる都 度、適用可能)

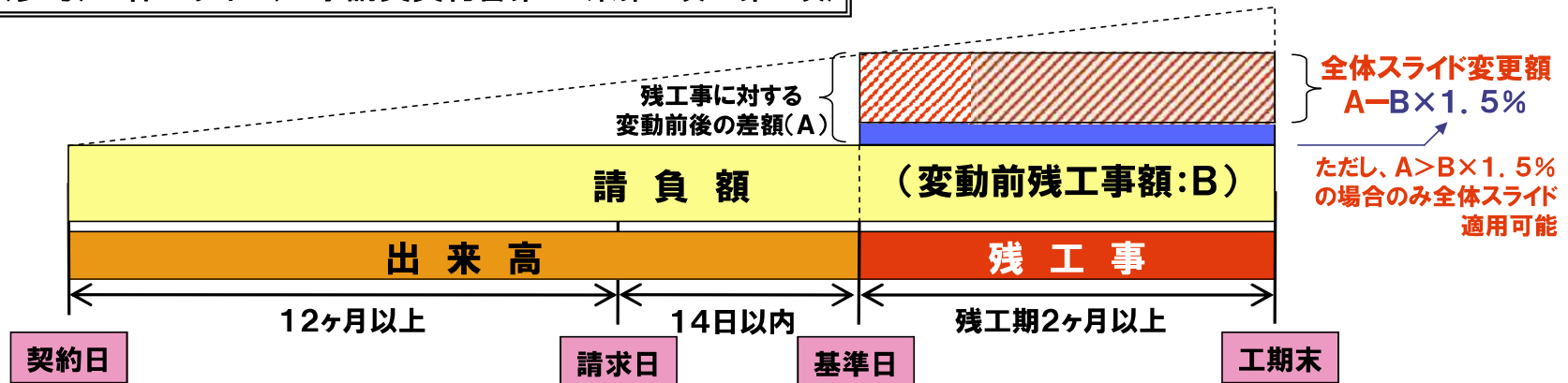
参考資料③

単品スライド(工事請負契約書第25条第5項)

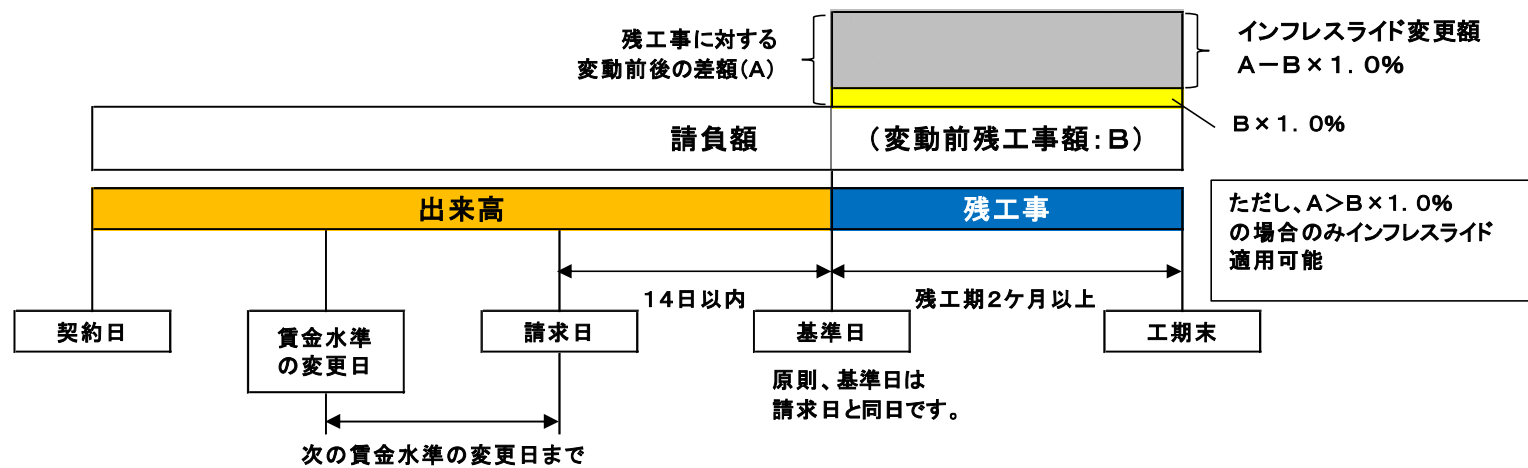
対象資材: 鋼材類、燃料油



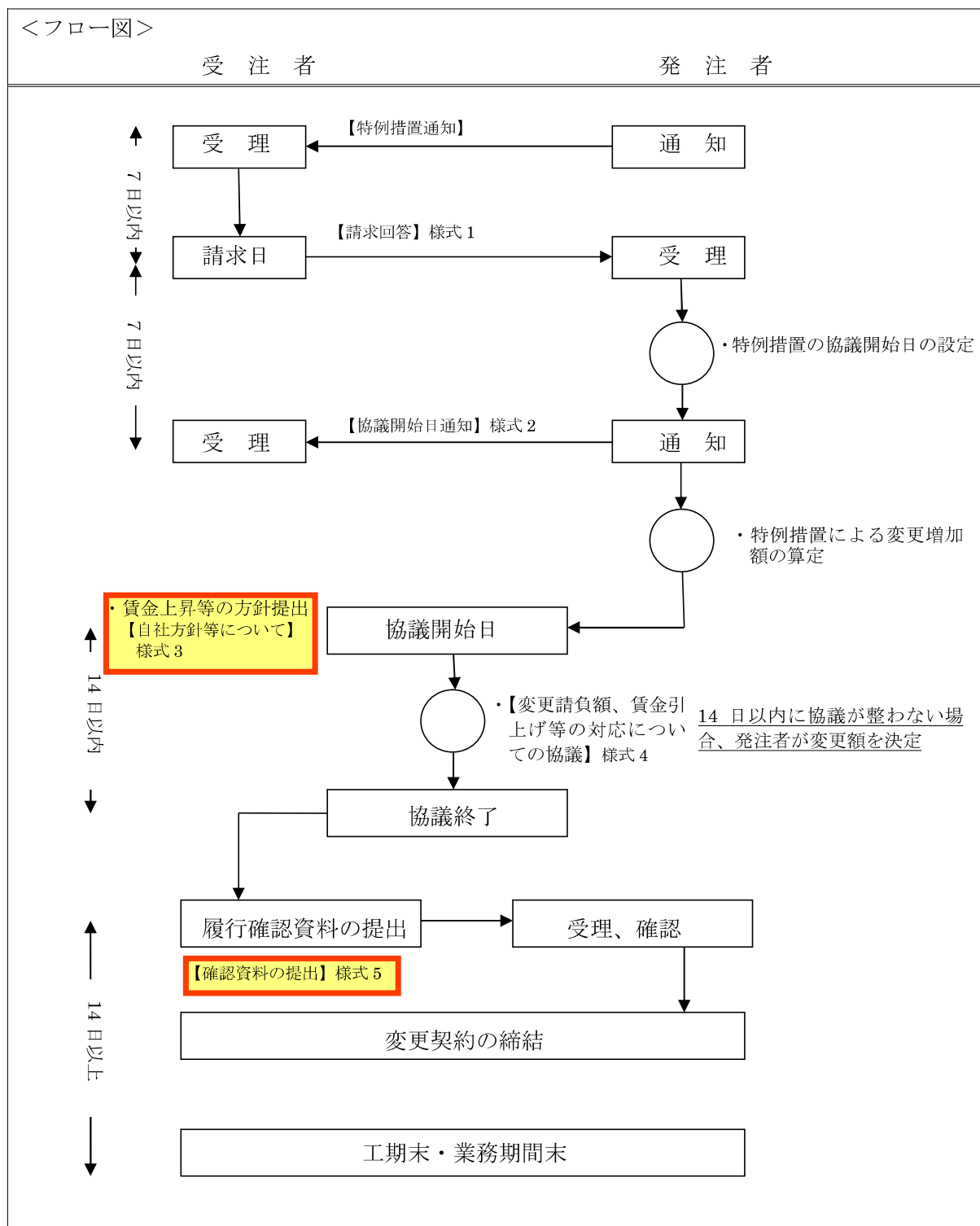
(参考) 全体スライド(工事請負契約書第25条第1項～第4項)



インフレスライド



特例措置手続きフロー



○建設業団体の長に対して、資金需要の増大が予想される夏期・冬期に、下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等を要請するもの。（令和6年12月13日発出）

通達の内容

（１）下請負人が建設工事の注文者に交付する見積書

- 見積書を踏まえた双方の協議による適正な手順にて下請代金を設定
- 請負代金の額を除く請負契約書の記載事項を明示
- 労務費、法定福利費、安全衛生費、一般管理費、建設副産物の運搬及び処理に要する費用等の諸経費を適切に考慮
- 建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するため、不可欠な経費（法定福利費等）を見積書に記載

（２）原材料費等の高騰を踏まえた適正な請負代金の設定と適正な工期の確保

- 価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更及び請負代金の変更額の算定方法に関する定めを契約書面に記載【R6.12法施行】
- 工期又は請負代金の額を変更する際にも書面での契約変更を徹底
- 請負代金に影響を及ぼす事象が発生するおそれがある場合は、受注者から注文者に対し請負契約の締結前までにその旨を通知しなければならず、当該事象の発生後受注者が請負代金の変更協議を申し出た場合は、上記通知の有無に関わらず注文者は誠実に応じること【R6.12法施行】
- 独禁法上の、優越的地位の濫用の要件に該当するおそれがある行為についても留意

（３）社会保険加入の徹底と一人親方との取引等の適正化

- 社会保険加入が許可要件、加入状況等の施工体制台帳への記載
- CCUS登録事業者を下請負人として選定の推奨、社会保険加入状況確認等に原則CCUSを活用
- 一人親方が現場作業に従事する際の実態を確認し、労働者に当てはまる働き方になっている場合は、雇用契約の徹底を促す
- 下請負人が必要経費を十分含んだ請負代金で一人親方と書面にて契約を行うよう徹底

（４）適正な労務費、法定福利費及び安全衛生経費等の確保

- 建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」の適正な確保

- 雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、社会保険への加入を徹底
- 請負代金内訳書に法定福利費を明示する規定を新設した建設工事標準請負契約約款等の活用
- 発注者と受注者のそれぞれが「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に沿った行動を行う
- 「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」を活用し、下請企業から元請企業に対して提出する見積書に安全衛生経費を内訳明示し、安全衛生経費が適切に支払われるよう取り組む
- 建退共制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費、下請負人の資金繰りや雇用確保への配慮
- 建退共手続きの電子申請方式の本格実施及び証紙方式の履行確認強化によるCCUSの積極的活用・建退共制度の適切な運用
- 元請負人による工事ごとの建退共制度事務の統一及び一括作業方式の利用

（５）建設工事の請負契約の締結

- 建設工事着工前の書面（電磁的方法を含む。）による契約締結の徹底
- 建設工事標準下請契約約款又は準拠した契約書の利用
- 赤伝処理をする場合は、合意に基づき契約書類に明記、指値発注の禁止
- 建設リサイクル法対象工事は、必要事項を書面で相互交付

（６）建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等

- 下請契約においても、適正な工期の確保や適正な請負代金の設定を行い、週休2日の確保や長時間労働の是正などに努める
- 著しく短い工期の禁止、前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せが生じないように工程管理
- 受注者は、契約締結前又は変更契約が必要となる際に、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積りを作成し、発注者に提出するよう努め、発注者はその内容を確認し尊重する
- 注文者のみならず、受注者についても著しく短い工期による請負契約の締結は禁止

通達の内容

(7) 施工管理の徹底

- 発注者の信頼に応える適切な施工計画、施工体制の十分な確保、工程管理や工事目的物・工事用資材等の品質管理、安全管理等一層の徹底
- 施工体制台帳及び施工体系図（デジタルサイネージ等ICT機器を含む）の作成、備え置きの徹底
- 主任技術者の専任等の取り扱いに十分留意

(8) 検査及び引渡し

- 工事完成通知日から20日以内で、できる限り短期間に検査を完了
- 検査完了後、下請負人から申し出があったときは、直ちに引渡し

(9) 適切な下請代金の支払

- 少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む。）を現金払とするよう支払条件を設定
- できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合には、現金の比率を高める
- 手形等の現金化にかかる割引料等のコストなどを、十分協議した上で明示し、一方的に下請負人の負担としない
- 令和8年の手形の利用廃止等に向けて、振込払及び電子記録債権への移行・手形期間の短縮等の取り組みを進めていくよう努める
- 特定建設業者は、一般の金融機関による割引困難な手形の交付の禁止
- 11月から、60日を超える手形は「割引困難な手形」に違反するおそれがあるものとして指導対象となったことに留意
- 支払を受けた日から1月以内でできる限り短期間での支払
- 特定建設業者は、完成を確認した後、引渡しの申出日から50日以内で、できる限り短期間での支払
- 前払金受領時の適正な支払及び中間前払金払制度の積極的な活用
- 正当な理由のない長期間の支払保留の禁止

(10) 下請負人への配慮等

- 全ての下請負人に対し、請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えない
- 「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」の活用による支払の適正化
- 特定建設業者は、下請負人による技能労働者への賃金不払の防止に努めるなど下請契約の関係者保護に特に配慮

(11) 技能労働者への適切な賃金の支払

- 公共工事設計労務単価の上昇（12年連続）等を踏まえ、技能労働者に対する適切な水準の賃金を支払われるよう最大限努める
- 国土交通省と建設業団体との意見交換会において、技能者の賃上げについて「5%を十分に上回る上昇」を目標とすることを申し合わせ、総理大臣から、申合せに沿った賃上げの強力な推進をお願い
- CCUSを活用し、建設技能者が適切に就業履歴を蓄積できるよう、カードリーダーの設置や施工体制登録等を適切に指導
- 「CCUSレベル別年収」の公表を踏まえ、技能労働者が能力評価を受けるよう促し、適切な処遇を受けられるよう環境整備を推進
- 品確法、新労務単価、社会保険加入対策、価格転嫁に関する相談等の窓口である「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の活用及び周知

(12) インボイス制度開始後の免税事業者との適正な取引

- 自己の取引上の地位を不当に利用し、一方的に消費税相当額の一部（全部）を支払わない行為や優越した地位を濫用した行為は、建設業法、独禁法の規定に違反するため十分留意
- 下請負人との取引にあたっては、消費税相当額の取引価格への反映の必要性等について、下請負人と十分な協議を行い、双方対等な立場における合意に基づいて取引価格を設定
- 「駆け込みホットライン」の活用及び周知

(13) 国土交通大臣等への通報を理由とする不利益取扱いの禁止

- 監督行政庁への通報を理由とした取引の停止など不利益な取扱いの禁止

(14) 建設工事の関係者への配慮

- 下請中小企業振興法振興基準の観点から、建設工事の関係者（資材業者・賃貸業者・警備業者・運送事業者・建設関連業者等）との取引においても、振興基準に示す事項の配慮及び、(1)～(13)の事項に準じて配慮